

(書式2)

個人情報取扱特記事項

西宮っ子還暦式運営協議会「その得意かいますプロジェクトキャリア登録基本契約書」(以下「契約書」という。)第6条に規定する「個人情報取扱特記事項」について次のように定める。

(個人情報の漏洩等の防止)

第1条 甲および乙は、双方から提供された個人情報ならびに相談等により収集した個人情報(以下「保有個人情報」という。)の漏洩、滅失、毀損及び改ざん等をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第2条 甲および乙は、保有個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第3条 甲および乙は、保有個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、相手方の承諾を得たときはこの限りでない。

(個人情報の適正な保管)

第4条 甲および乙は、保有個人情報については、施錠できる保管庫または施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 甲および乙は、当該業務を履行するための保有個人情報を提供する場合を除き、保有個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、相手方の承諾を得たときはこの限りではない。

(報告義務)

第6条 甲および乙は、保有個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざん等の事故が発生した時または発生する恐れのある時は、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第7条 甲および乙は、必要があると認めるときは、双方の保有個人情報の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 甲および乙は、相手方の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、相手方の保有個人情報の保護状況が適切でない認められる場合、甲および乙は相手方に対し、その改善を求めるとともに相手方が保有個人情報を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の消去または廃棄)

第8条 甲および乙は、相手方から保有個人情報の消去または廃棄を求められたとき、契約書第7条第1項から第3項に規定する検査により業務中止の決定がなされた時、契約が終了した時その他保有個人情報を保持し続ける正当な事由が消滅したときは、当該保有個人情報を直ちに消去及び廃棄しなければならない。

(公表)

第10条 甲および乙は、業務に関し保有個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。